

新潟市高圧ガス保安法の施行に関する事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年2月13日

新潟市消防局長 阿部 一彦

新潟市消防局訓令第3号

新潟市高圧ガス保安法の施行に関する事務処理規程の一部を改正する規程

新潟市高圧ガス保安法の施行に関する事務処理規程（平成24年新潟市消防局訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第25条の次に次の1条を加える。

（製造のための施設又は製造の方法の変更の届出）

第25条の2 法第39条の2第1項の規定による認定高度保安実施者の製造のための施設又は製造の方法の変更の届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届書により、2部消防長に提出させるものとする。ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

- （1） 一般則第94条の7の9第3項の届出 一般則様式第55の7の8の認定高度保安実施者高圧ガス製造施設等変更届書
- （2） 液石則第92条の7の9第3項の届出 液石則様式第54の7の8の認定高度保安実施者高圧ガス製造施設等変更届書
- （3） コンビ則第49条の7の9第3項の届出 コンビ則様式第34の7の8の認定高度保安実施者高圧ガス製造施設等変更届書
- （4） 冷凍則第55条の9第3項の届出 冷凍則様式第40の8の認定高度保安実施者高圧ガス製造施設等変更届書

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。

- （1） 変更明細書
- （2） 変更の内容を示した図面

(3) その他必要な書類

- 3 消防長は、第1項の届出を受理したときは、第1項各号の届書1部に届出済印を押印し、届出者に返付するものとする。ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

附 則

この規程は、令和8年3月1日から施行する。